

中国における農業技術普及体制の再編

池 上 彰 英

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに <ol style="list-style-type: none"> (1) 現段階の中国農業にとっての技術進歩の重要性 (2) 課題と構成 2. 人民公社時代の農業技術普及体制 3. 農業改革がもたらした農業技術普及をめぐる社会・経済的環境の変化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 概 況 (2) 各戸請負制の普及・人民公社制度の解体と農村所得分配構造の変化 (3) 農業の商品化・市場化の進展 4. 農業技術普及体制の再編 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 国家(県政府)の農業技術普及組織の再編 (2) 郷(旧人民公社)レベルの農業技術普及組織の弱体化と村(旧生産大隊)以下の農業技術普及組織の崩壊 (3) 技術請負制の導入と展開 (4) 農業技術普及組織の生産財供給・生産物販売事業兼営化 (5) 農業技術モデル農家と農民専門技術研究会 5. おわりに |
|---|--|

1. は じ め に

(1) 現段階の中国農業にとっての技術進歩の重要性

中国の農業（農林水産業および副業）産出は、1980年から1984年にかけてきわめて高い成長を遂げたが、85年以降、絶対的にはなお低くないとはいえ、明らかな伸び率の鈍化を示している。こうした傾向は、耕種農業において一層顕著である（第1表参照）。

1980～84年の驚異的な農業成長率と85年以降におけるその鈍化を、林毅夫(J. Y. Lin)は、1980年から83年にかけての各戸請負制の普及が1980～84年において農家に与えた突発的なインセンティブの効果と、85年以降におけるこうした効果の消滅から説明している(1)。これによれば、各戸請負制の導入による農業生産性の上昇は1980～84年において年率5%程度であり、残りの4%程度は要素投入の増大と（通常の意味での）技術進歩による(2)。また、85年以降の農業成長率の4%前後への低下は、各戸請負制導入の一時的な効果の消滅を表す正常な事態であり、今後は1980～84年のような驚異的な成長率の再現の可能性はない。

このことは、言うまでもなく、今後の中国農業の持続的な成長が絶えざる要素投入の増大と技術進歩によらざるを得ないことを含意している。また、中国において、土地の追加

第1表 農業産出の実質成長率

(単位: 年率%)

	農 林 水 産 業 お よ び 副 業	耕 種 農 業
1972～76年	4.9	3.5
76～80	5.7	3.6
80～81	6.5	5.9
81～82	11.3	10.3
82～83	7.8	8.3
83～84	12.3	9.9
80～84	9.4	8.6
84～85	3.4	— 2.0
85～86	3.4	0.9
86～87	5.8	5.3

出所: 国家統計局〔20, 1987年版, 157ページ, 1988年版, 216ページ〕より作成。

的な投入の余地がほとんどなく⁽³⁾, 労働投入の生産弾力性がきわめて小さいことは⁽⁴⁾, 化学肥料などの経常財投入と並んで, 技術進歩が農業成長に果たすべき役割を一層大きくしている。

注(1) 『世界経済導報』1988年5月2日, 13ページ。

(2) 各戸請負制の導入によって農業生産性が大きく上昇したのは, 農民の労働意欲の上昇によって既存の生産要素の配分が効率化され, 投入要素の生産性が高まったからである (Lin[40], 杜[14])。したがって, 各戸請負制の導入という制度的革新が「技術進歩」をもたらしたという言い方も可能であるが, ここでの「技術進歩」は新しい生産方法の採用という狭い意味での (通常の意味での) それである。

(3) 中国の耕地面積は, 第6次5カ年計画期(1981～85年)に235万ha, 86～87年の2年間に67万ha, それぞれ減少した (『人民日報』1988年1月17日, 2ページ)。これを作付面積で見ると, 第6次5カ年計画期に275万ha(1.9%)の減少, 86～87年の2年間に77万ha(0.7%)の増加である (国家統計局[20, 1987年版, 164ページ], 『中国統計月報』編輯部[39, 15ページ])。

(4) 潘盛洲のコブ・ダグラス型の生産関数を用いた推計によれば, 中国の食糧生産において追加的な1人の労働がもたらす産出は100kgにすぎない (載[13, 5ページ])。

(2) 課題と構成

前節で見たように、1980年代前半における各戸請負制普及の増産効果がすでに一巡した現在、技術進歩の重要性はいよいよ大きくなってきているが、政策当局がこのことをあらためて認識する直接的な契機となったのは1985年の食糧大減産である⁽¹⁾。これに対して、1986年1号文件⁽²⁾は、当面の農業政策の大きな柱の1つを「科学に依拠し、投入を増加して、農業の安定増大を保持する」ことにおいた。この中の農業技術政策に直接関連する第6項目が、技術研究と並んで技術普及に大きなウェートをさいていることは、注目に値する⁽³⁾。

本稿は、当面の中国の農業技術政策の中でもこのように重視されている技術普及という問題を取り上げ、近年の中国農村における農業技術普及体制の再編過程について論ずる。こうした課題を設定する前提に、現段階の中国農業にとって技術進歩が重要であるという認識があることは言うまでもないが、とくにここで普及に問題を限定する理由は2つある。第1に、開発途上国における新しい農業技術の移転・導入において普及組織がきわめて重要な役割を果たさねばならないにもかかわらず、この点に関する研究は相対的に遅れており⁽⁴⁾、中国についても同様なことが言える⁽⁵⁾。第2に、現在中国において進行中の農業技術普及組織の再編は、近年の農業改革が中国農村に与えた影響の一面を直接的に反映しており、技術普及に関する研究は農業改革の研究の深化にとっても重要な意義を持つ。

したがって、本稿の目的は次の2点に要約できる。第1に、わが国においてほとんど研究されていない人民公社解体後の中国の農業技術普及体制の実態について、基本的な情報を提供すること。第2に、人民公社解体後の中国の農業技術普及体制の再編過程について論ずることを通じて、中国の農業改革が農村経済に与えた影響の一面を剔出することである。

最後に、本稿の構成について述べる。まず、2では、人民公社解体後の農業技術普及体制の再編について論じる前提として、人民公社時代の農業技術普及体制について簡単に整理する。3では、1979年以降の農業改革がもたらした農業技術普及をめぐる社会・経済的環境の変化について分析する。4では、2・3の分析をふまえて、人民公社解体後の農業技術普及体制の再編について考察する。最後に、5では、本稿で明らかになった事実について、若干の整理を行なう。

なお、本稿が考察の対象となるのは、県およびそれ以下のレベルにおける農業技術普及組織である。中国において、中央の政策が直接的に達するのは県までであって、県政府は出先機関をも使いながら中央の政策を実行するとともに、郷・鎮政府に対して中央の政策の実施を迫るという立場にある⁽⁶⁾。こうした県政府の役割は、改革後の農業技術普及事業

にも明確に現われている。したがって、本稿は県政府の普及組織・事業に分析の一つの焦点をおく。ただし、分析の中心におかれるのは、あくまでも農村における技術普及を直接担う、郷レベル以下の普及組織・普及事業である。

- 注(1) 中国の食糧生産は、1982年から84年の3年間に8,229万トン(年率7.8%)という急速な増大を見たが、85年には一転して2,820万トン(6.9%)の減産となり、単年度の需給バランスは不足に転じた。
- (2) 中共中央・国務院〔35〕。1986年および近い将来の農業政策の大綱を定めるこの文件は、6つの柱の合計18項目からなる。
- (3) 第6項目の内容は次の4つに整理できる。①新品種・新技術・新機具・新材料の開発を重視し、多角経営各部門の技術改造を進める。②各級の農業科学研究・教育・情報・技術普及・経営管理などのサービス組織の設立と健全化を重視する。県の農業技術普及センターを発展させ、第一線の農業技術普及活動を強化する。③国家科学技術委員会が実施する「星火計画」を実施する。④関係研究機関と大学は応用技術の研究・普及に力を入れるとともに、中長期的な研究課題を推進する。
- (4) 農業総合研究所〔7, 32～35ページ〕。
- (5) 各戸請負制普及後の中国の農業技術普及に関するわが国の研究としては、小島〔5, 208～213ページ〕、池上〔3, 152～157ページ〕があるだけである。小島〔5〕は、人民公社解体期の農業技術普及の動向を分析することによって、その後の普及組織の再編を先駆的に指摘している。
- (6) 中国の地方行政区画は、農村部の場合、一般に省—地区—県—区—郷・鎮(旧人民公社)となる。このうち、地区は独立した行政単位ではなく、省の出先機関である地区行政公署が設けられている。同様に、区(県轄区)も独立した行政単位ではなく、県の出先機関としての行政組織を持ち、郷・鎮に対する指導に当たっている(ただし、すべての県が区制度をとっているかどうかは不明)。このうち、省・地区、県および区の職員が国家から給与を支給される「国家幹部」であるのに対して、郷・鎮の職員は一部を除いて「国家幹部」ではない。

2. 人民公社時代の農業技術普及体制

人民公社解体直前の中国農村における農業技術普及体制は、県—人民公社—生産大隊—生産隊に広がる「四級農業科学実験網」と呼ばれるものであった⁽¹⁾。各レベルの普及組織の各称は、地域によって一様ではないが、たとえば湖南省華容県を例にとると、〔県〕農業科学研究所—〔人民公社〕農業科学ステーション—〔生産大隊〕農業科学隊—〔生産隊〕農業科学組というものであった⁽²⁾。

渡辺信夫氏が調査した吉林省南崑子人民公社の農業科学実験網の構成を見たのが第2表

第2表 吉林省懷徳県南崑子人民公社の農業科学実験網（1979年）

級	人 民 公 社	生 産 大 隊	生 産 組
名 称	農業科学ステーション (農科站)	農 業 科 学 隊 (農科隊)	農 業 科 学 組 (農科組)
人 員	10 名	13 名	3～5 名
構成または担当	1. 場 長 2. 種 子 員 3. 栽 培 員 4. 水 田 員 5. 植 保 員 (以上5名は県農林局から派遣＝国家農業技術普及員) 他に公社員5名	人員構成は農科站と類似 1級種子田 10 ha 試験田 40 ha 高収田 100 (模範田) ～200 ha	主として3田を担当 2級種子田 1 ha (畑作物だけ) 試験田 1～5 ha 高収田 10 ha (模範田)
備 考		隊員は3田管理と一般農作業出役	組員は3田管理と一般農作業出役

出所：渡辺〔17, 245ページ〕に若干加筆した。

注. 1979年8月の渡辺氏の聞き取り調査に基づく。

である。これによれば、農業科学実験網が、農業技術の試験・研究・普及の他、種子の生産・供給を重要な活動項目としていたことがわかる(3)。農業科学実験網の人員構成は、人民公社の農業科学ステーションの5名が県農林局から派遣された国家農業技術普及員である（これは全国的にはかなり多い例である）ほかは、すべて人民公社員の農民であった。農業科学ステーションの農民技術員（表に公社員5名とあるもの）は技術普及員として専門化していたが、農業科学隊員およびくに農業科学組員の専門化の程度は必ずしも高くなかったと思われる。農業科学組員の労働報酬が生産隊から分配されるのは言うまでもないが、湖南省華容県革命委員会〔6〕によれば、農業科学ステーションの農民技術員および農業科学隊の労働報酬も、労働点数に応じて所属の生産隊から分配された。すなわち、人民公社の集団統一経営が農民技術員という中国独特の普及員の存在を可能にし、末端の農業技術普及組織を支えていたと言ってよい。

県・人民公社レベルの国家農業技術普及員が1980年に全国で12万人だったのに対して、農民技術員は25万人に達した(4)。国家農業技術普及員の大半は県・区レベルの普及機構にいた(5)のに対して、農民技術員は人民公社レベルないしそれ以下にいたから、実質的に

末端農村の農業技術普及組織を支えたのは農民技術員だったと言ってよい。1980年の中国の国家農業技術普及員1人当たりの農家戸数は1,470戸であり、普及員1人当たりの農家戸数としてはアジア発展途上国の一般水準であるが、農民技術員を加えるならば480戸と日本・韓国並の水準となることは注目に値する(第3表参照)。また、生産隊レベルの農業科学組員は1979年には1,400万人に達した(6)。彼らは、そもそも農業技術の普及者であるというよりは受容者であったとも考えられるのであるが、最末端において技術普及を支える組織がこのような膨大なメンバーを擁していたことは、特筆に値するであろう。

第3表 アジアの農業技術普及職員1人当たり担当農家数

(単位:戸)

国 名	現地普及職員1人当たり担当農家数
バングラデシュ	UAA 1名につき 1,500~2,000戸
台 湾	FA // 2,000
イ ン ド	VLW // 1,200
インドネシア	PPL // 2,000~3,200
日 本	FA // 500
韓 国	TO+GO // 520
マレーシア	AT // 900
ネパール	JT+JTA // 2,000~2,500
フィリピン	FMT // 500~ 550
スリランカ	AT // 1,000
タ イ	EW // 3,500

出所: 藤田 [2, 44ページ]。

注. UAA等は普及員の呼称の略。

もっとも、このように幅広い底辺を持った人民公社時代の農業技術普及網が実際に有効に機能していたかどうかは必ずしも明らかではない。文革期の農業技術普及網の機能については、現在否定的な材料も提供されている(7)。したがって、人民公社時代の農業技術普及組織の実態とくにその質的な水準と効率性については今後より厳密な分析が必要であるが、少なくとも量的にはアジア先進国に劣らない普及人員を擁する普及組織が存在したことはすでに確認したとおりである。

第1表に示したように、1970年代のマクロ的な農業成長率は決して低いものではない。杜 [15, 69ページ]によれば、「この時期には、一代交雑種を含む優良品種の開発および普及が政府によって、精力的に推進されてきた」のであり、「この時期から、技術形態に大きな変化が観測された」(8)が、本章でみたような人民公社の農業技術普及組織がなかったら、このような技術変化も実現できなかったかもしれないのである。

- 注(1) 四級農業科学実験網について、詳しくは渡辺〔17〕、斎藤〔10〕参照。なお、湖南省華容県革命委員会〔6, 97 ページ〕によれば、「四級農業科学実験網は、文化大革命中に現われた新生事物である」。
- (2) 湖南省華容県革命委員会〔6〕。
- (3) 人民公社時代の種子の生産・供給システムは、生産隊が種子を自ら選定し、育種し、保存し、使用し、国は種子消毒などの調整を図るという「四自一輔」方式と呼ばれるものであった。鈴木〔12, 49～50 ページ〕参照。
- (4) 中国農業年鑑編輯委員会〔33, 1980 年版, 12 ページ〕。
- (5) 1982 年の県以下の国家農業技術普及員の総数は 13 万 0,106 人。うち県レベルの機関に所属するものは 7 万 0,390 人(54.1%), 区レベルは 1 万 6,771 人(12.9%), 人民公社レベルは 4 万 2,945 人(33.0%)。中国大百科全書出版社《中国百科年鑑》編輯部〔37, 1983 年版, 396 ページ〕参照。
- (6) 渡辺〔17, 246 ページ〕。
- (7) 文革期には、全国的に「現場で科学研究を行え」、「貧農・下層貧農が科学技術の陣地を占領せよ」、「労働者・農民・兵士が科学研究の主力軍である」といったスローガンのもとに、専門的な農業技術者の役割が否定され、同時に県レベルの農業技術普及ステーションは廃止された(『人民日報』1980 年 10 月 4 日, 1 ページ)。これを湖南省の例でみると、文革期に地区と県の農業技術普及ステーションは廃止され、区の農業技術普及ステーションは破壊された。国家農業技術普及員の大部分が人民公社に下放され、従来国家農業技術普及員の人事管理権を持っていた県農業局は、ただ給与を支払うだけで彼らを普及事業に使用できなくなった。下放された国家農業技術普及員は、農作業の督促などを行なう人民公社の「雑用係」となった(湖南省農業庁〔27, 202～203 ページ〕)。
- (8) ただし杜は、「同時期の農業生産技術の変化は、生産効率の上昇をもたらすことには至らなかった」としている。

3. 農業改革がもたらした農業技術普及をめぐる社会・経済的環境の変化

(1) 概 況

1978 年 12 月の中国共産党第 11 期 3 中全会を契機としてスタートした農業改革(中国での呼び方は「農村経済体制改革」)の内容は、①各戸請負制(農家単位の生産責任制)の普及と人民公社制度の解体、②農産物の買付け価格の大幅な引き上げ、③農産物の流通統制の漸次的緩和と自由市場の復活、④農村産業構造の調整すなわち経済作物や畜産業・水産業・林業などの農業諸部門および農村工業・商業・運輸業などの農村諸産業の発達の促進、などに整理される。

一連の農業の政策転換のうち、農業技術普及のあり方に最大の影響を与えたのは、各戸請負制の普及と人民公社制度の解体である。人民公社の集団統一経営の解体によって、これによって支えられてきた末端の農業技術普及組織は壊滅的な打撃を受けた。

また、各戸請負制の普及により、農業の生産主体＝技術の受容主体は個別・分散化したわけであるが、この個別・分散化した農家を取り巻く環境は、流通統制の緩和や農村産業構造の調整などの改革の進展によって、急速に市場化・商品化した。こうした、技術の受容主体の個別化・分散化と農業の市場化・商品化は、技術普及事業の内容や普及の方式に大きな影響を与えるとともに、商品生産に特化した農民の中に農民専門技術研究会と呼ばれる新たな農業技術普及組織を発生せしめた⁽¹⁾。

以下では、次章で農業改革後の農業技術普及体制の再編過程について述べる前提として、かかる再編を必然化した社会・経済的環境の変化を、各戸請負制の普及・人民公社制度の解体と農業の商品化・市場化にしばって、やや詳しく見たい。

なお、1979年以降進められた国家（具体的には県政府）の農業技術普及組織の再編も、科学主義・合理主義あるいは専門家重視といった農業改革の考え方と直接関係している⁽²⁾。

注(1) なお、農産物価格の引き上げは、生産物と投入財との相対価格を変化させることによって、新技術の導入・普及に影響を与えたと思われるが、この点についての分析は本稿の課題を越える。

(2) 中共中央〔33, 60ページ〕。

(2) 各戸請負制の普及・人民公社制度の解体と農村所得分配構造の変化

1978年12月の中国共産党第11期3中全会での草案の採択を経て、翌79年9月の第11期4中全会で修正ののち正式に採択された中共中央「農業発展を早める若干の問題に関する決定」⁽¹⁾は、なお原則的に各戸請負制の実施を禁止しており、ようやくその実施が追認されたのは1980年9月の各省・直轄市・自治区党委員会第一書記会議においてであった。しかしながら、その後の各戸請負制の普及スピードはきわめて速く、翌81年中にはほぼ全国の半分の生産隊に、82年中には4分の3以上の生産隊に、そして83年中にはほぼすべての生産隊に普及し終えた(第4表参照)。

各戸請負制の普及により、人民公社の統一農業経営は解体し、人民公社制度は足元から堀り崩されていった。このような状況において、1982年12月の第5期全国人民代表大会第5回会議で採択された新憲法は、従来の行政組織と経済組織が一体化した人民公社、生産大隊に代わるものとして、郷・鎮人民政府、村民委員会の設置を規定した。こうした憲法の規定に従い、1983年以降、ごく短期間のうちに、郷・鎮政府、村民委員会の設置が進

第4表 生産責任体制の普及率

(単位: %)

	生産量リンク 請負制合計 (「聯産承包制」)	各戸請負制 (「包産到戸」およ び「包干到戸」)	各戸経営請負制 (「包干到戸」)
1980年1月	29.0	1.0	0.02
12月	51.8	14.9	5.0
81年6月	64.2	28.2	11.3
10月	81.3	48.8	38.0
82年11月		78.7	75以上
83年12月	99.5		97.9
84年12月	99.96		99.0

出所: 浜〔1, 49ページ〕, 中国農業年鑑編輯委員会〔38, 1983年版, 206ページ〕, 国家統計局〔20, 1984年版, 131ページ, 1985年版, 237ページ〕.

注(1) 1980, 81年は, 全国の基本採算単位(ほとんどが生産隊)総数に占める各請負制実施単位の割合.

(2) 1982~84年は, 全国の生産隊総数に占める各請負制実施生産隊の割合.

第5表 人民公社の政社分離

年	政 社 未 分 離		政 社 分 離	
	人 民 公 社	生 産 大 隊	郷・鎮政府	村 民 委 員 会
1982	54,352	719,000	0	0
83	40,079	550,484	16,252	199,657
84	249	7,046	91,171	926,439
85	0	0	91,138	940,617

出所: 国家統計局〔20, 1938~86年版〕.

第6表 農村コミュニティの規模

	(a)(千戸)	(b)(個)	(c)(千個)	(d)(千個)	a/b(戸)	a/c(戸)	a/d(戸)
1979年	公社総戸数 174,911	人民公社 53,348	生産大隊 699	生産隊 5,154	3,279	250	34
1986年	農村総戸数 195,745	郷・鎮政府 71,521	村民委員会 848		2,737	231	

出所: 中国農業年鑑編輯委員会〔38, 1980年版, 6ページ, 1987年版, 196ページ〕.

み、翌84年中には人民公社の「政社分離」（行政組織と経済組織の分離）は完了した（第5表参照）。このことによって、人民公社の解体は法制的にも確認された。なお、参考に人民公社解体前後の農村コミュニティの規模を示す（第6表参照）。

各戸請負制のもとで、生産隊（現在の村民小組）から耕地を請け負った⁽²⁾農家は、生産面での一定の指導および販売面での一定の制約を受けるとはいえ、基本的には自由に生産を行なうことが許された。国家に対する農業税の支払い、一定の売り渡し任務の達成、集団に対する「公積金」（集団の固定資本投資のためのファンド）・「公益金」（集団の社会福祉や教育のためのファンド）などの納入を済ませた残りの生産物は、すべて農家のものになった⁽³⁾。

集団の統一経営から農家の個別経営への変化は、農村における所得分配構造をも短期間のうちに一変させた。第7表から明らかなように、各戸請負制の普及により、農民の所得のうち集団統一経営に源泉があるものは急激に減少し、農家自身の経営（必ずしも農業とは限らない）に源泉があるものが大部分を占めるようになった。各戸請負制導入後の「集団統一経営からの所得」は大部分郷・村営企業からの賃金であり、農業所得に限定するならば、ほとんどすべては農家自身の経営から生み出されることになった。

第7表 農家世帯1人当たりの平均所得とその源泉

（単位：元、％）

年	総 額	集団統一経営からの所得	新経済連合体からの所得	個別経営からの所得	その他の非賃借性収入
1978	133.57	88.53 (66.3)		35.79 (26.8)	9.25 (6.9)
79	160.17	101.97 (63.6)		44.00 (27.5)	14.20 (8.9)
80	191.33	108.37 (56.6)		62.55 (32.7)	20.41 (10.7)
81	223.44	116.20 (52.0)		84.52 (37.8)	22.72 (10.2)
82	270.11	58.09 (21.5)		187.55 (69.4)	24.47 (9.1)
83	309.77	36.06 (11.6)	0.88 (0.3)	244.66 (79.0)	28.17 (9.1)
84	355.33	35.33 (10.0)	2.85 (0.8)	285.44 (80.3)	31.71 (8.9)
85	397.60	33.37 (8.4)	3.69 (0.9)	322.53 (81.1)	38.01 (9.6)
86	423.76	36.15 (8.5)	2.92 (0.7)	345.28 (81.5)	39.41 (9.3)
87	462.55	42.09 (9.1)	3.49 (0.8)	383.57 (82.9)	33.40 (7.2)

出所：国家統計局〔20, 1981年版, 570ページ, 1987年版, 697ページ, 1988年版, 822ページ〕。

原資料：「農民家庭収支抽样調査資料」。

注(1)「集団統一経営からの所得」は郷・村営企業から得た所得を含む（何煥炎〔26, 206ページ〕）。

(2)「新経済連合体」とは、農家同士の共同経営企業のこと。

第8表 農村所得の源泉

(単位: 億元, %)

年	総 額	郷・村営企業	集団統一経営	新経済連合体	個 別 経 営
1984	3,101.0	438.5 (14.1)	140.5 (4.5)	39.1 (1.3)	2,482.9 (80.1)
85	3,456.8	564.1 (16.3)	93.8 (2.7)	54.4 (1.6)	2,744.5 (79.4)
86	3,791.2	638.2 (16.8)	83.1 (2.2)	61.0 (1.6)	3,008.9 (79.4)
87	4,372.2	823.2 (18.8)	101.9 (2.3)	71.7 (1.6)	3,375.4 (77.2)

出所: 国家統計局 [20, 1986 年版, 221 ページ, 1987 年版, 210 ページ, 1988 年版, 286 ページ].

第9表 農村所得の最終分配

(単位: 億元, %)

年	総 額	国家税金	集団留保金	農家所得	農家所得のうち 集団統一経営に源泉があるもの (注)
1978	1,133.3	60.3 (5.3)	188.8 (16.7)	884.2 (78.0)	586.2 (51.7)
80	1,500.8	66.3 (4.4)	221.7 (14.8)	1,212.8 (80.8)	686.4 (45.7)
82	2,265.7	89.4 (4.0)	222.7 (9.8)	1,953.6 (86.2)	420.0 (18.5)
83	2,558.7	110.1 (4.3)	201.4 (7.9)	2,247.2 (87.8)	260.7 (10.2)
84	3,101.0	139.2 (4.5)	222.8 (7.2)	2,739.0 (88.3)	273.9 (8.8)
85	3,456.8	188.3 (5.4)	279.2 (8.1)	2,989.3 (86.5)	251.1 (7.3)
86	3,791.2	225.5 (6.0)	297.2 (7.8)	3,268.5 (86.2)	277.8 (7.3)
87	4,372.2	272.2 (6.2)	393.3 (9.0)	3,706.9 (84.8)	337.3 (7.7)

出所: 国家統計局農業統計司 [25, 88 ページ], 国家統計局農業統計司 (農村社会経済統計司) [24, 1986 年版, 187 ページ], 国家統計局 [20, 1987 年版, 210 ページ, 1988 年版, 286 ページ].

注. 「農家所得のうち集団統一経営に源泉があるもの」は, 本表の農家所得額に, 第7表の農家世帯1人当たり所得に占める集団統一経営からの所得の比率をかけて求めた. 本表と第7表とは統計ソースが異なるから, この数字は正確でないが, 傾向を見るためには充分である.

農村所得全体を源泉別に分類した統計は, 1984 年以降しか得られない (第8表参照) ので, 各戸請負制導入以前の 1978 年について, これを推計してみよう. 第9表は農村所得の最終的な分配を見たものである. この表の農家所得の数字に, 第7表の農民1人当たり所得に占める集団統一経営からの所得の比率をかけると, 農家所得のうち集団統一経営に源泉が

ある部分を間接的に推計できる(第9表脚注参照)。各戸請負制の導入以前には国家への税金および集団留保金(「集体提留」)⁽⁴⁾は、大部分集団統一経営の所得に源泉があったと考えられているから、農家所得のうち集団統一経営に源泉があるものに国家への税金および集団留保金を加えた835.3億元(73.7%)が、この年の集団統一経営に源泉がある所得だと推計される。同様に、1980年の所得の集団統一経営に源泉がある部分の割合は64.9%と推計される⁽⁵⁾。

この数字を、第8表の郷・村営企業と集団統一経営に起因させられる所得、すなわち18.6%(84年)、19.0%(85、86年)と比較するならば、各戸請負制の導入によって農村の基幹部分が(郷・村営企業を含む)集団統一経営から農家の個別経営に転換した様子が明らかであろう。集団の農業統一経営の解体によって、集団が統一経営の収入の一部を農民技術員に報酬として分配するという従来の構図が成り立たなくなり、農民技術員の存立は困難となった。

農村の所得分配構造の変化の中で、末端の農業技術普及組織の存立に影響を与えたもう1つの点は、農村総所得のうち集団留保金に配分される部分の割合の減少である(第9表参照)。こうした集団留保金の弱体化は、各戸請負制の導入による個別経営の所得の増大に比例する形で農家の集団への上納が増大しなかったことに起因する。すなわち、1984～86年には個別経営に源泉がある所得の割合が約80%であったのに対して、集団留保金に占める農家の上納金の割合は30%台を上下しているに過ぎない(第10表参照)。集団留保金

第10表 集団留保金の源泉

(単位: 億元, %)

年	総 額	郷・村営企業の利潤	集団統一経営の留保金	新経済連合体の上納金	農家の上納金
1984	222.8	128.8 (57.8)	7.2 (3.2)	3.8 (1.7)	83.0 (37.3)
85	279.2	171.6 (61.5)	15.8 (5.6)	5.6 (2.0)	86.2 (30.9)
86	297.2	172.6 (58.1)	16.5 (5.5)	6.5 (2.2)	101.6 (34.2)
87	393.1	249.3 (63.4)	17.1 (4.4)	8.4 (2.1)	118.3 (30.1)

出所: 国家統計局 [20, 1986年版, 221ページ, 1987年版, 210ページ, 1988年版, 286ページ]。

の弱体化(絶対額の停滞と農村総所得に占める比率の低下)は、郷政府・村民委員会が農業技術普及事業に投入しうる資金の大きさを限定されたものにせざるを得ない。

注(1) 中共中央 [33]。

(2) 1984年1号文件(中共中央 [34])によって、請負期間は15年以上と規定された。

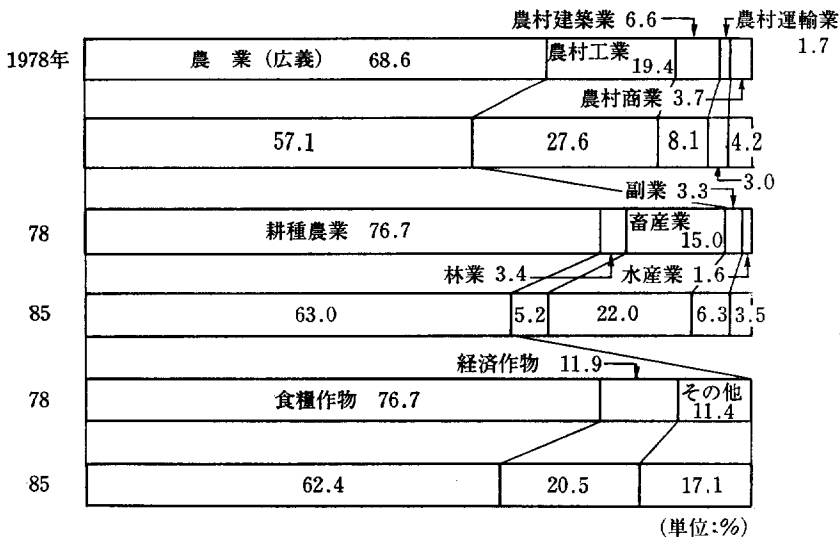
- (3) 生産責任制の普及と人民公社制度の解体について、詳しくは農林水産省国際協力課〔8, 8～12 ページ〕参照。
- (4) 集団留保金（「集団提留」）とは、集団すなわち人民公社時代の公社・生産大隊・生産隊、公社解体後の郷・村・村民小組（ただし村民小組が集団としての実体を備えている例はまれ）が、集団経済の拡大再生産や、集団としての公共事業の経費にあてるために留保する資金のこと。
- (5) 各戸請負制の導入後、国家税金・集団留保金のうち、農家が支出する割合が増大するから、こうした推計方法は 1980 年以降年を下がるにしたがって不正確さを増す。

（3）農業の商品化・市場化の進展

流通統制の緩和や農村産業構造の調整といった農業改革の進行により、中国農業は急速に商品化・市場化の度合を深めた。このことも、農業技術普及を取り巻く環境の変化として特記に値する。本節では、このことをいくつかの指標から確認しよう。

第 1 図は、3つの次元から農村産業構造が多様化しつつある様子を見たものであるが、このような分業化、専門化の進展は、農業生産の商品化の進展と軌を一にしている。

第 11 表から農産物の商品化率の推移を見ると、1978 年から 86 年の 8 年間に約 10 ポイン



第 1 図 農村社会総生産額の構成

出所：国家統計局農業統計司（農村社会経済統計司）〔24, 1985 年版, 11, 21, 26 ページ, 1986 年版, 17, 27, 32 ページ〕。

とも上昇している。第2図から食糧の商品化の動向を見ると、商品化率の上昇スピードは

第11表 農産物商品化率

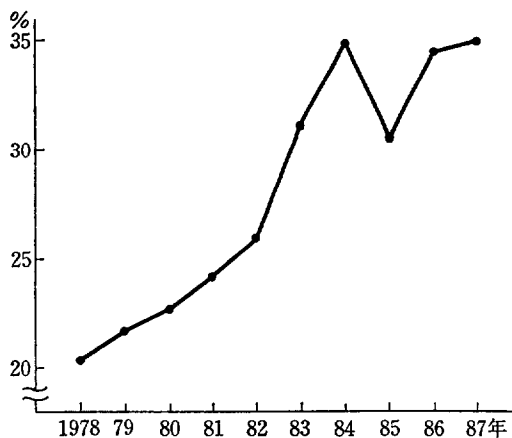
(単位: 億円, %)

年	農業総生産額	農産物買付総額	農産物商品化率
1978	1,397.0	557.9	39.9
79	1,697.6	713.6	42.0
80	1,922.6	842.2	43.8
81	2,180.6	955.0	43.8
82	2,483.3	1,083.0	43.6
83	2,750.0	1,265.0	46.0
84	3,214.1	1,440.0	44.8
85	3,619.5	1,680.0	46.4
86	4,013.0	1,990.0	49.6
87	4,675.7	2,369.2	50.7

出所: 国家統計局 [20, 各年版], 国家統計局農業統計司 [25, 13 ページ].

注(1) 本表の農業(農産物)は農林水産業(物)および農家副業(生産物)を指す.

(2) 本表の農産物買付は農民間の直接取引は含まない.



第2図 食糧商品化率

出所: 国家統計局 [20, 1988年版, 699 ページ].

注. 農民間の直接取引は含まない.

第12表 農産物の自由市場取引額

(単位: 億元)

年	取 引 総 額			品 目 別 取 引 額				
	合 計	農村自由市場	都市自由市場	食糧・油・糧	卵 肉	水産物	野 菜	果 物
1978	125.0	125.0		20.1	21.2	5.2	14.3	4.0
79	183.0	171.0	12.0	28.6	33.3	6.6	17.1	6.0
80	235.4	211.7	23.7	34.4	42.1	9.3	21.5	7.5
81	287.0	253.0	34.0	36.4	50.9	12.1	25.5	8.8
82	333.1	287.9	45.2	39.4	57.6	14.8	27.2	10.3
83	379.3	327.9	51.4	43.4	72.9	18.8	33.1	13.3
84	456.9	381.7	75.2	45.6	91.8	24.1	38.3	18.6
85	632.3	511.6	120.7	49.6	140.1	33.2	48.8	25.5
86	906.5	662.1	244.4	71.2	246.8	64.4	96.9	59.3
87	1,157.9	810.8	347.1	84.7	320.3	85.4	131.1	83.1

出所: 国家統計局 [20, 1985年版, 477 ページ, 1988年版, 709 ページ].

注(1) 取引総額は非農産物取引を含む。

(2) 品目別取引額の1978～85年は農村自由市場のみの数字。86, 87年は都市自由市場も含む数字。

第13表 農産物買付に占める商業部門のシェア

(単位: %)

年	食 糧	食用植物油	綿 花	豚	鮮 卵	水 産 物
1978	100.0	99.5	99.9	99.2	99.5	98.6
79	95.8	97.0	99.7	96.0	84.7	90.9
80	93.1	96.9	99.9	94.0	76.8	85.9
81	92.4	97.6	100.0	91.1	71.2	76.0
82	92.4	95.1	99.9	89.6	68.2	74.9
83	94.4	93.6	100.0	88.1	64.8	71.1
84	91.7	89.8	99.3	80.1	57.0	53.1
85	84.2	92.2	97.8	52.3	33.1	39.0
86	83.5	86.6	87.5	52.1	29.6	37.1

出所: 国家統計局貿易物価統計司 [22, 156, 157, 159, 190 ページ], 国家統計局 [20, 1987年版, 568, 573, 575 ページ].

注. 商業部門とは国営商業および供鎖合作社のこと。

さらに速く、1978年から84年の間に14.5ポイントも上昇している。85年の減産に際して食糧商品化率は大幅に低下するが、86年には84年並の水準に回復している。

改革後の農業の商品化は、農産物流通の自由化すなわち農産物の自由市場流通の増大、流通チャンネルの多様化と、それに反比例する国営商業部門のシェアの低下をともなって進行した点に大きな特徴がある(第12表、第13表)。こうした傾向は、農業生産財についても当てはまる。

農産物の流通統制は、1985年に一段と緩和された。この結果、農産物価格は全体としては上昇傾向にあるとはいえ、品目間の上昇率の格差や価格の年変動がきわめて大きくなってきている(第14表参照)(1)。このことは、商品的な農業経営に蓄財の可能性を与えるとともに、非常に大きなリスクを与えている(2)。

第14表 農副産物買付価格指数の変動率(対前年比)

(単位: %)

分 類	1980～84年 の 年 平 均	85	86	87
(1) 食 糧	8.9	1.8	9.9	8.0
(2) 経 済 作 物	2.5	1.5	3.6	3.3
食用植物油及び 油 料 作 物	-3.7	4.3	4.6	6.0
綿 花	2.1	-2.3	-0.5	4.7
麻 類	0.1	9.5	17.8	-25.9
(3) 竹 木 材	8.6	55.5	14.9	20.3
(4) 工 業 用 油・漆	0.1	1.6	-0.2	3.9
(5) 畜 産 物	1.6	24.1	3.0	17.9
肉 畜	1.0	22.6	4.5	19.0
禽 卵	4.8	15.1	12.1	23.7
(6) 繭 ・ 生 糸	0.2	5.5	7.4	24.0
(7) 果 物	8.6	24.7	8.0	9.2
(8) 野菜及び調味料	2.6	22.2	4.8	19.5
生 鮮 野 菜	1.8	50.4	1.2	26.2
(9) 薬 材	3.7	22.7	-22.1	11.8
(10) 特 副 産 物	1.5	8.1	12.9	15.5
(11) 水 産 物	8.5	51.3	10.4	22.8
総 指 数	4.1	8.6	6.4	12.0

出所：国家統計局〔20, 1986年版, 635ページ, 1987年版, 659ページ, 1988年版, 790ページ〕。

農業の商品化・市場化の深化と、これにともなう農業経営のリスクの増大は、農業技術普及組織が生産過程における技術指導に留まることを不可能にした。なぜなら、商品経済的な農業生産における新技術の導入は、安定的な生産財の供給と生産物の販路の確保なしには不可能であり、新技術導入のためのかかる前提条件を与える流通組織は、中国農村においてはなお未発達だからである。

なお、農村経済の商品化は、特定部門の商品生産に特化した「専業戸」（専門農家）・「重点戸」（重点農家）を出現させた⁽³⁾。彼らは、人民公社解体後の農村における主要な技術受容主体となるとともに、自らが新たな技術普及組織である農民専門技術研究会の担い手ともなるのである。

注(1) 池上〔4〕参照。

(2) 盧・戴〔30〕参照。

(3) ただし、専業戸が全農家に占める比率は、1984年の2%から85年には1.7%（農業の専業戸に限れば1%から0.7%）に低下している（盧・戴〔30, 68ページ〕）。

なお、専業戸の統計的な定義については国家統計局農村社会経済統計司〔23, 177～179ページ〕参照。

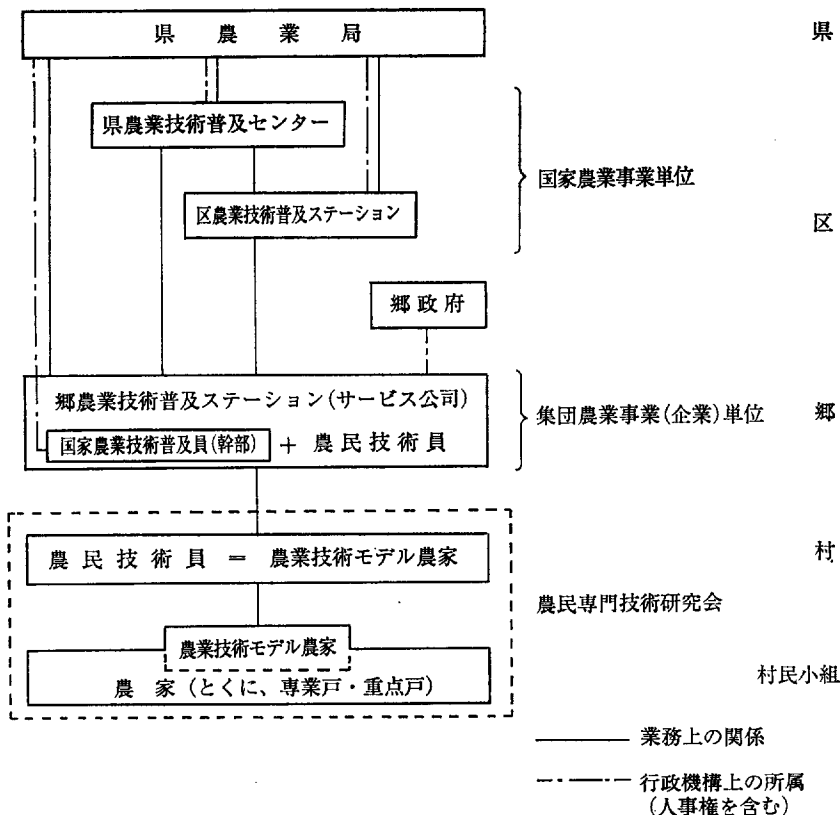
4. 農業技術普及体制の再編

(1) 国家（県政府）の農業技術普及組織の再編

文革時代の科学軽視、専門家軽視の反省に立ち、科学技術の基礎の上に立った農業近代化を謳った中共中央「農業発展を早める若干の問題に関する決定」（1979年9月）⁽¹⁾は、農業技術普及活動の強化を強く求めた。以下第3図に示される現在の農業技術普及機構によってその過程を検討しよう。

人民公社解体前の1979年時点における農業技術普及体制の強化は、言うまでもなく「四級農業科学実験網」の整備を意味したが、この中で国家（具体的には県政府）の農業技術普及事業の整備の中心に置かれたのは、県級の農業技術普及センターの設立である。県農業技術普及センターは、従来の県農業科学研究所、農業技術普及ステーション、植物保護ステーション、土壤肥料ステーション、農業訓練学校などを統合して、技術普及を中心に、試験研究、教育研修などの機能を一体化した、総合的な機関である⁽²⁾。こうした普及センターを設立することによって、人員が少ない上、機関の数が多く力が分散した県級の農業技術普及機構の集中強化が図られるとともに、このセンターの中心とする県全体の普及事業の統一的な指導体制の確立が図られた⁽³⁾。

県農業技術普及センターの設立は、1979年に中央政府の農業部の指導のもとに、全国29



第3図 県以下の農業技術普及機構

出所：郭〔19, 135～144 ページ〕などを参考にして，筆者が作成した。

注．国家農業技術普及員は，「国家幹部」すなわち都市戸籍の公務員，農民技術員は，農村戸籍（＝農民）であり，自らも農業経営を行なっている場合が多い。

の省・直轄市・自治区の29試験県において開始された(4)。県農業技術普及ステーションの建設方式には，①農業部と地方政府が共同で計画し出資する方式，②出資方式は①と同じだが，とくに商品農業物基地県(5)建設および「三西」地区開発(6)の国家計画に組み込む方式，③地方政府が独自に計画し出資する方式の3つがある(7)。

県農業技術普及ステーションの建設は，第15表に示したように進行し，1987年現在半数近い県において設立が完了している。1980～85年の平均年100カ所という建設スピードに比べて，86年以降の建設スピードが倍加しており，しかも中央・地方政府の共同出資に

第15表 県農業技術普及ステーション総数

年	総数(a)	中央・地方政府 府催同出資	地 方 政 府 単 独 出 資	県 級 行 政 区 画 数(b)	a/b (%)
1980	29	29		2,136 ^{注)}	1.4
82	150	43	107	2,133	7.0
94	392	161	231	2,069	18.9
85	500余			2,046	24.4
86	700	384	316	2,017	34.7
87	906			1,986	45.6

出所：郭〔19, 28 ページ〕, 中国大百科全書出版社『中国百科年鑑』編輯部〔37, 1983 年版, 397 ページ〕, 中国農業年鑑編輯委員会〔38, 1985 年版, 285 ページ〕, 『人民日報』1986 年 6 月 13 日, 1 ページ, [1986 年 12 月 30 日, 2 ページ, 1987 年 11 月 23 日, 1 ページ, 県級行政区画数は国家統計局〔20, 各年版〕。

注. 1981 年.

よるものの割合が高まっているのは, 1986 年 1 号文件⁽⁸⁾が県農業技術普及センターの発展を謳ったことと関係しているであろう。

県農業技術普及センターの設立を中心とする国家(県政府)の農業技術普及組織の再編は, 第15表を見る限り順調に進んでいるようである。しかしながら, 国家の農業技術普及事業を全体として見ると, 必ずしも満足のいく発展を遂げつつあるわけではない。とりわけ問題なのは, 次の2点である。

第1に, 国家財政の農業技術普及に対する支出がきわめて少なく, 普及機構の維持にすら支障を来たしている。たとえば, 河北省の1986年前後の1年間の農業技術普及事業への支出(人件費, 事務費, 普及試験費, 技術サービス費を含む)は1,800万元で, 農業財政支出の6%, 全財政支出の0.45%にしかない⁽⁹⁾。全省の県レベルの農業技術普及センターの1人当たりの年活動費は200元に足らず, 多くの県では正常な資金すら満足に支払えない。また, 湖南省では, 農業事業費の不足のため, 県および郷レベルの国家農業技術普及員が徐々に減少し, 1986年には総数が82年に比べて44%減少した⁽¹⁰⁾。

第2に, そもそも数の多くない国家農業技術普及員の多くは, 県ないしそれ以上のレベルの機関に集中しており, 末端で実際に普及に携わっている人員が少ない。たとえば, 河北省では, 1987年現在5,500名の国家農業技術普及員の70%が県以上(省・地区・県レベル)の機関で働いており, 県より下(区・郷レベル)の技術普及機関で働いているものは1,600人前後にすぎない⁽¹¹⁾。同様な傾向は, 人民公社時代末期の1982年の全国データからも確認できる(第16表参照)。

第16表 国家農業技術普及員の行政級別分布 (1982年)

(単位:人, %, 個, 人/個)

	国家農業技術普及員数 (a)	農業技術普及機構数(b)	a/b
省	2,369 (1.7)	144	16.5
地区	9,296 (6.6)	1,266	7.3
県	70,390 (49.6)	9,870	7.1
区	16,771 (11.8)	3,012	5.6
人民公社	42,945 (30.3)	34,454	1.2
合計	141,773 (100.0)	48,746	2.9

出所: 中国大百科全書出版社『中国百科年鑑』編輯部 [37, 1983年版, 396ページ]。

このように、国家(県政府)の農業技術普及事業が、財政的にも、組織の機成においても、十分に強化されていないとすれば、郷レベル以下の普及組織の役割は引続き大きなものとなろう。

注(1) 中共中央 [33]。

(2) 中国農業年鑑編輯委員会 [38, 1985年版, 285ページ]。

(3) この政策は、農業技術普及事業の実質的な規模の拡大を図るものと言ってもよいであろう。農業技術普及事業の規模の経済性については、シュルツ [11, 196~198ページ] 参照。

(4) 郭 [19, 28ページ]。

(5) 商品農産物基地建設のうち、商品食糧基地建設については、張 [16] 参照。これによれば、商品食糧基地建設の投資総額の60%は農地水利施設の建設に、40%は農業技術の普及と優良品種に当てられる。第6次5カ年計画期(1981~85年)に建設された商品食糧基地県は60、1986~87年の2年間には110余り。

(6) 「三西」地区とは甘肅省河西・定西、寧夏回族自治区西海固の3地区を指す。「三西」地区開発計画は1983年から10年計画で開始された。

(7) 中国農業年鑑編輯委員会 [38, 1985年版, 285ページ]。

(8) 中共中央・國務院 [35]。

(9) 金・査・呉 [28, 44ページ]。

(10) 『人民日報』1988年3月31日, 3ページ。

(11) 金・査・呉 [28, 44ページ]。

(2) 郷(旧人民公社)レベルの農業技術普及組織の弱体化と村(旧生産大隊)以下の農業技術普及組織の崩壊

3で見た各戸請負制の普及による集団統一経営の解体と農業所得分配構造の変化は、た

だちに末端の農業技術普及組織の存立を困難にした。すなわち、旧生産大隊レベルの農業科学隊、旧生産隊レベルの農業科学組は崩壊し、旧人民公社レベルの農業技術普及ステーション（農業科学ステーション）も弱体を免れなかった。

このことの原因は、人民公社レベル以下の農業技術普及組織（従来の農業科学実験網）の人員が、ほとんどすべて公社員（農民）であったことにある。彼らは、人民公社時代は生産労働のかたわら技術普及活動に従事することによって集団統一経営からの所得分配にあずかっていたが、各戸請負制の導入によって集団統一経営が解体することによって、かかる生活の保証はなくなり、一般の農民と同じように請負地の分配を受けることになった。生産隊の「三田」（種子田，試験田，高収田）も請負地として分配されてしまったと思われる。この結果、もともと専門化の度合の低かった農業科学隊員，農業科学組員は帰農し，自らの農業経営に従事することになり，旧生産大隊以下の農業技術普及組織は解体したのである。

これに対して，旧人民公社レベルの農業技術普及ステーションの農民技術員の多くはもともと人民公社の職員（いわゆる「農民幹部」）であり，人民公社の「政社分離」も郷政府（または郷レベルの経済組織）の職員として身分が引き継がれたと思われる。ただし，彼らの労働報酬は，農業統一経営の解体によりそこからの分配を受けられなくなったから，国家の一部補助を除くと，集団留保金から支払われねばならなくなった。ところが，すでに指摘したように，各戸請負制の普及後，この集団留保金自体が弱体化していたのである。

この結果，彼らの給与はしばしば満足に支払われないことになり，彼らの中にも元の生産隊に戻って請負地の経営に従事するものが出現した。浙江省では，農民技術員の平均月給水準は40元前後であった。この結果，農民技術員の退職・転職が続き，蕭山県では，1983年に246名いた郷レベルの農民技術員が86年には197名に減った⁽¹⁾。また，河北省でも，4,800人いた農民技術員の28%が転職または帰農した⁽²⁾。全国では，1980年に25万人いた農民技術員が，86年には17万人となり，しかもそのうち7万人の報酬の当てがないという状態であった⁽³⁾。

人民公社解体後の農業技術普及ステーションは，このように農民技術員の給与にも事欠く状態であり，その存続はきわめて困難となった。1982年から85年の間に，全国で2,000カ所の郷級農業技術普及ステーションがつぶれたという⁽⁴⁾。

注(1) 『人民日報』1986年7月5日，2ページ。なお，浙江省の職員・労働者の1986年の平均年収は1,241元であった（国家统计局〔20，1987年版，680ページ〕）。

(2) 金・査・呉〔28，44ページ〕。

(3) 中国農業年鑑編輯委員会〔38，1980年版，12ページ〕，『人民日報』1986年11月

12日, 2ページ。

(4) 『人民日報』1986年11月12日, 2ページ。

(3) 技術請負制の導入と展開

各戸請負制の導入によって弱体化した郷以下の農業技術普及組織を強化するために中国がとった対策について, 社会・経済的環境の変化と関連づけながら考察するのが, 本節および次節の課題である。本節では技術請負制の導入と展開について取り上げる。

各戸請負制の導入によって人民公社集団の農業技術普及費用負担能力が失われたのち, それに代わる普及費用負担者として論理的に考えられるのは, 国家(政府)もしくは独立した経済主体となった農家である。しかしながら, すでに見たように, 自らの普及事業費にも事欠いていた国家(県政府)には, 人民公社に代わって末端の農業技術普及事業費への支出を増やす力はなかった。むしろ, 新たな普及費用負担者として期待されたのは, 改革によって大きく所得を増やし, 蓄積余力を持った農家であった⁽¹⁾。

農家に技術普及費用を負担させる手段として採用されたのが技術請負制(「技術承包制」)である。技術請負制とは, 農業技術普及組織または普及員(国家農業技術普及員または農民技術員)と生産者(農家または農家集団)が技術指導に関する契約を結び, 成果に応じて生産者が対価を支払うという制度である。ただし, 技術請負制の導入は, 単に技術普及費用の負担を農民に転嫁することだけを目的にしたのではなく, 技術普及の成果と普及員の報酬とをリンクさせ, 普及員にインセンティブを与えることによって, 普及の効率を高めることも意図されていた。この点において, (普及員の)技術請負制が, 導入当初, (農民の)生産責任制と同様なものとして考えられていた⁽²⁾のも当然と言えよう。

技術請負制は, 1979年四川省においてはじめて出現したものである⁽³⁾。技術請負面積は, 各戸請負制の普及と時期的に重なる形で, かなりの広がりを示した。全国29省・直轄市・自治区のうち18省の統計によれば, 1982年の農作物技術請負面積が約400万haであったのに対し, 83年には約1,100万haに拡大した⁽⁴⁾。しかしながら, その後の技術請負制の普及は必ずしも順調に進んでいない。たとえば, 河南省においては, 技術請負面積は1983年に約100万ヘクタールに達したが, この年をピークに減少を始め, 87年には約10万ヘクタールまで衰退している⁽⁵⁾。

河南省の場合, 技術請負制が後退した理由として, 技術普及員の力量の問題, (基準給与外の)報酬を得て批判されることに対する不安のほか, 農民が契約を遵守しないため成果をあげても報酬を実現できないことが指摘されている⁽⁶⁾。河北省邢台地区においても, 「農民は技術が商品であるという観念を持たない」のでしばしば契約報酬を支払わないと

指摘されている(7)。

こうした事態の発生に対して、中国の政策当局が技術請負制を放棄するという動きは、なお見られない(8)。しかしながら、農業の技術進歩によって得られる利益の大部分は、(短期的にはともかく長期的には) 価格低下を通じて消費者に帰属するのであって、農民に帰属するわけではないから(9)、技術請負制が技術普及費用の負担を農民に転嫁するという性格を持つ限り、今後の順調な展開は期待できないかもしれない。

注(1) 農家の貯蓄率は、1978年の11%から、84、85年には20%に上昇した(盧・戴 [30, 68 ページ])。

(2) 茄 [31]。

(3) 同上。

(4) 中国農業年鑑編輯委員会 [38, 1984 年版, 224 ページ]。

(5) 『人民日報』1988年5月26日, 2 ページ。

(6) 『人民日報』1988年5月26日, 2 ページ。

(7) 『人民日報』1987年12月9日, 3 ページ。

(8) 1987年より開始された農業豊作計画(「農業豊収計画」)は、先進技術を普及する方法として、農業技術普及員の技術請負制を重視しており、一定の成果をあげている(『人民日報』1988年4月24日, 2 ページ)。

(9) シュルツ [11, 194~197 ページ] 参照。また、金・査・呉 [28, 44~45 ページ] も、農業技術の普及によって農民個人が得る利益は社会が得る利益に比べて小さく、農民が技術普及のために資金を提供することはないとしている。

なお、技術請負制が衰退すると同時に、技術請負制を行なう作物の中心が食糧から経済作物、野菜、果樹などに転換した(中国農業年鑑編輯委員会 [38, 1985 年版, 285 ページ, 『人民日報』1988年5月26日, 2 ページ) が、このことはその間のこれらの作物の価格上昇率の違い(言うまでもなく食糧が低い)から説明できるかもしれない。

(4) 農業技術普及組織の生産財供給・生産物販売事業兼営化

中国において、技術請負制に否定的な論者(1)がそれに代わるものとして奨励するのは、「経営を以てサービスを維持する」(「以經營養服務」)と呼ばれる普及方式である。これは、技術普及組織が農家への生産財の販売や農家の生産物の販売斡旋などの事業経営を行ない、そこから得た利益を普及事業費や普及員の人件費に当てることによって、技術普及サービスを維持しようとするものである。「経営を以てサービスを維持する」方式が、普及方式として技術請負制と異なる最大の点は、技術普及自体は無償で行なうことにある。この普及方式は、1983年以来1年余りに及ぶ試験の成功を経て、政策的に奨励されること

になった(2)。

この方式がうまくいった例として、たとえば浙江省桐郷県がある。桐郷県の郷レベルの農業技術普及員は270名余りいるが、1人当たり年500元の事業費補填(人件費を含む)(3)があるだけで、みなが転職を考えるような状況であった。そこで、1985年4月、県と郷に農業サービス会社を作り、農業技術普及員をサービス会社の職員とした。農業サービス会社は、農家に技術指導を行なうとともに、農薬・肥料の取り次ぎ販売と一部農副産物の代理買付けを行なった。農業サービス会社の利潤の一部は業績に応じたボーナスとして普及員に支払われた。この結果年収が1,000元以上の者が94人に達した(4)。

また、河北省獲鹿県大河郷農業技術普及サービス会社は、4年間に25項目の新技术を農民に普及したが、これと同時に、化学肥料・農薬・農業用ビニール・種子・ディーゼル油・農機具の販売を行ない、8万円の収入をあげることによって、サービス会社の25人の職員の賃金の問題を解決するのみならず、普及活動に6,300円の経費を提供し、さらに4万円の資金を蓄積した(5)。河北省では、1987年の初めに河北省農業技術普及条例を定め、正式に農業技術普及機構が生産財を取り扱うことを認めたことによって、いったん転職した農民技術員の中に現職に復帰する動きが生まれ、郷レベルの農民技術員の数は、わずか半年のうちに6,000名から1万2,000名に増えた(6)。

「経営を以てサービスを維持する」農業技術普及方式には3つの意義がある。

第1に、農業の新技术とは、厳密には新しい品種や肥料・農薬などの生産要素の導入およびこれらの新しい利用方法の全体を指す。したがって、本来生産要素の提供と新技术の普及とは不可分なものであり、農業技術普及組織が生産財供給事業を兼営することには合理性がある(7)。このことを中国では「処方箋も書けば薬も売る」「(既開方又売薬)」と称している。

しかしながら、戦後の日本のように、農業生産財の供給や農業生産物の販売が他部門(農協)によって安定的になされているのであれば、必ずしも普及部門がこうした事業を行なう必要はない。ところが、1987年初めの全国293村(村民委員会)に関する調査(8)によれば、なお半数以上の村で農家に対する化学肥料・農薬などの統一的な購買・供給サービスが行なわれておらず、90%の村では農家の生産物の運搬・販売サービスが行なわれていないのである。しかも、他方では、第3章で見たように農業の商品化・市場化は急速に進んでいる。先の調査によれば、農家の収入に占める現金収入の割合、生産的支出に占める現金支出の割合は、すでに63.2%、68.8%に達している。

このような環境において、農村に一定の足場を持ち技術指導を行なう農業技術普及組織が、生産財の供給、生産物の販売といった、生産の前方連関および後方連関サービス(「産

前・産後服務)を行なうことは、農家の経営の安定にとって、大きな意味があるであろう。これが「経営を以てサービスを維持する」普及方式の第2の意義である。

第3の意義としては、すでに浙江省・河北省の事例から明らかなように、「経営を以てサービスを維持する」ことによって、末端の農業技術普及組織の経済的基盤が安定化されることを指摘できる。

「経営を以てサービスを維持する」方式には以上のような意義があり、現在の中国農村を取り巻く社会・経済的環境に適合的な技術普及方式だと考えられる。

しかしながら、その発展には障害もある。現在、「経営を以てサービスを維持する」普及方式にとって最大の障害となっているのは、従来生産財を独占的に取り扱ってきた国営商業・供銷合作社部門の利益との競合である。一部の地方では、生産財供給部門の利益を配慮するあまり、農業技術普及部門の生産財販売事業の発達が制約されている。たとえば、湖南省では1985年上半期に農業技術普及ステーションが経営する事業の範囲は急速に拡大したが、このことが生産財供給部門の利益を犯してしまったため、彼らの圧力によって農業等の取り扱いが禁止された。この結果、「経営を以てサービスを維持」していた郷農業技術普及ステーションの一部は潰れてしまった。湘郷県ではその数は29の郷ステーションのうち11に及んだ⁽⁹⁾。

したがって、今後中国が「経営を以てサービスを維持する」普及方式を一層発展させようとするならば、国営商業・供銷合作社部門の改革を含む、総合的な農村流通政策の策定が必要となろう。

注(1) たとえば、金・査・呉〔28〕、『人民日報』1986年10月12日、3ページ。

(2) 中国農業年鑑編輯委員会〔38, 1985年版, 285ページ〕。

(3) 国家(県政府)から郷に支給される農村技術普及補助費(《経済大辞典・財政巻》総編纂組〔29, 187ページ〕)を指すと思われる。また、ここでの農業技術普及員は、農民技術員を指すと思われる。

(4) 『農民日報』1986年8月25日、2ページ。

(5) 金・査・呉〔28, 45ページ〕。

(6) 『人民日報』1987年11月18日、2ページ。河北省農業技術普及条例は、農業技術普及部門が生産財を多様なルートから仕入れることを許したのみならず、仕入れ価格を供銷・商業部門と同等にした。

(7) 金・査・呉〔28, 45ページ〕, 肖〔32〕, シュルツ〔11, 162~165ページ〕。

(8) 中共中央書記處農村政策研究室・國務院農村發展研究中心農村調查弁公室〔36〕。

(9) 『人民日報』1986年10月28日、2ページ, 1986年11月12日、2ページ, 肖〔32〕。

(5) 農業技術モデル農家と農民専門技術研究会

本節では、これまで見てきた郷レベルの農業技術普及組織が直接対峙することになる、村（村民委員会）ないし村民小組（旧生産隊）レベルにおける技術普及の「『受け皿』としての組織とそのリーダー」(1)について考察しよう。

村および村民小組レベルにおける農業技術普及の「受け皿」として真っ先に取り上げるべきなのは、農業技術モデル農家である。村レベルの農業技術モデル農家は、一般に農民技術員(2)または（村民委員会・党支部の）幹部が引き受け、村民小組レベルのモデル農家は一般の生産農家から条件に適したものを選ぶとされている(3)。農業技術モデル農家には優先的に技術指導や生産財の提供がなされ(4)、この農家を媒介として新技術が周囲の農家に波及することが期待されている(5)。

農業技術モデル農家選定の5つの条件は、①一定の科学文化水準と比較的豊富な生産経験を持つこと、②進んで学習し革新的で、喜んで新技術を用いて人を助けるというよい思想を持つこと、③比較的質の高い労働力と一定の経済条件を持つこと、④比較的高い威信を持ち大多数の農家に支持されていること、⑤生産にすぐれた単位収量が周囲の農家より高いことであり、4つの基準は、①先進技術農家、②高生産農家、③所得抜群の農家(6)、④貢献の比較的大きい農家である(7)。

こうした条件ないし基準に当てはまる農家が、日本のいわゆる篤農家に相当することは明らかであろう。また、商品化が進みつつある中国農村において、かかる農家がしばしば専業戸であることも論を待たないであろう。なお、遼寧省では、総農家の2.8%に相当する15万戸が農業技術モデル農家であり、そのうち2万4,000人が農民技術員であった(8)。

近年、農民技術員や農業技術モデル農家あるいは専業戸を中心に、各作目ごとに生産農民が集まって組織した技術普及の「受け皿」とも言える団体に農民専門技術研究会がある。農民専門技術研究会は、1982年にはじめて出現したのち、短期間のうちに急速な発展を遂げた。その数は、1985年には全国で6万余り、86年末には7万余りであり、87年秋には160余りの専門分野にわたる7万5,000に達した(9)。

農民専門技術研究会は、当初経営部門を同じくする農家同士が生産の経験を交流し、先進技術について勉強する、情報交換ないし技術学習団体として、各地に発生したが、のちにはこの研究会自体がメンバーに対する生産財の供給、生産物の販売サービスに乗り出す例も多くなっている(10)。こうした現象は、特定部門の生産に特化した農家が、自らを組織化することによって商品経済に適応しようとする動きとして注目に値する。河北省において「成功した研究会の大多数は商品化率の非常に高い品目である」という指摘がなされているが(11)、このことも農民専門技術研究会の商品経済適応的な性格をよく表している。

注(1) 大鎌 [9, 48 ページ]。

(2) この場合の農民技術員は、郷レベルのそれと異なり基本的には農業生産に従事している。

(3) 郭 [19, 143~144 ページ]。

(4) 農業技術モデル農家に対する「5つの優先」は、①優先的な技術指導と研修、②優先的な農業科学資料の配布、③優先的な優良種子の供給、④優先的な肥料と農薬の提供、⑤優先的な試験、モデルおよび普及項目の実施である（郭 [19, 144 ページ]）。

(5) 農業技術モデル農家に期待されている4つの役割は、①試験研究上の模範的役割、②技術普及上の紐帯および宣伝的役割、③科学協会（科学技術の普及を図る民間団体）の活動における指導的役割、④科学技術情報を迅速に伝達する役割である（郭 [19, 144 ページ]）。

(6) 湖北省の7万戸の科学技術モデル農家に関する統計では、彼らの所得水準は、彼らが属する郷の平均を60%上回る（『人民日報』1988年2月16日、1ページ）。

(7) 郭 [19, 144 ページ]。

(8) 『農民日報』1986年4月22日、1ページ。

(9) 『人民日報』1987年3月5日、1ページ、1987年10月5日、5ページ。

(10) 『人民日報』1987年3月5日、1ページ、1987年5月16日、2ページ、1987年10月5日、1ページ。

(11) 『人民日報』1987年5月16日、2ページ。

5. お わ り に

本稿は、農業改革後の中国における農業技術普及体制の再編の実態について、農業改革がもたらした社会・経済的環境の変化と関連づけながら、考察してきた。その結果明らかになった事実を整理すると次のとおりである。

第1に、農業改革後の農業技術普及体制の再編の背後にある最大の問題は、普及費用の負担問題である。すなわち、そもそも、普及体制の再編という課題は、末端の農業技術普及網を資金的に支えてきた人民公社の集団統一経営の解体によって発生したのであって、この再編の焦点も誰が普及費用を負担するかということにおかれた。当初、普及費用の負担者として期待されたのは、改革によって所得を増やした農民であった。しかしながら、技術請負制が順調に展開していないことは、農民に直接普及費用を負担させることが困難であることを示している。今後は、政府の農業技術普及に対する支出の増大が大きく要請されてくるであろう(1)。

第2に、末端の技術普及組織を資金的に支えている生産財供給・生産物販売事業兼営化

は、技術普及事業の環境適応として注目値する。すなわち、農業改革後の中国においては、農業生産をめぐる環境が急速に商品化・市場化したのに対して、これに適合的な農村流通組織は未発達であったから、技術普及組織が生産財供給・生産物販売を行なうことは、技術普及の実効性を高める上で有意義である。また、生産財供給・生産物販売事業が農家の取引費用を削減する限りでは、手数料の取得も技術請負制における成功報酬の取得に比べて合理性を持つと考えられる。農民専門技術研究会が生産財供給・生産物販売に乗り出す動きについても、商品生産に特化した農民の環境適応として、同様な意義を持つであろう。これらの動きは、商品経済化の進展という外部環境の変化に適合的な性格を持つ限り、今後も発展の可能性を持つであろう(2)。

注(1) 政府の農業技術普及に対する支出を増大させるべきだという主張は、金・査・呉〔28, 45 ページ〕, 本刊通讯员〔18, 28 ページ〕などに見られる。

(2) 戦前の日本の農業技術普及事業の中心的組織であった系統農会が、当初純粋な農事改良機関として出発しながら、のちに農産物の販売斡旋事業などの経済事業にも乗り出した経緯の検討は、中国における今後の農業技術普及事業の展開を考える上で、大変有益であろう。大鎌〔9〕参照。

〔引用文献〕

和文

- 〔1〕 浜勝彦「復活する家族経営」(近藤康男・阪本楠彦編『社会主義下甦る家族経営』, 農山漁村文化協会, 1983年), 25~73 ページ。
- 〔2〕 藤田康樹『農業発展と普及制度』(国際農林業協力協会, 1981年)。
- 〔3〕 池上彰英「農業科学技術研究」(日中経済協会編『1986年の中国農業』, 日中経済協会, 1987年), 139~160 ページ。
- 〔4〕 池上彰英「農産物流通問題」(日中経済協会編『1987年の中国農業』, 日中経済協会, 1988年), 108~129 ページ。
- 〔5〕 小島麗逸「農業科学・技術の開発普及組織」(日中経済協会編『中国の長期経済計画下における農業政策』, 日中経済協会, 1983年), 186~214 ページ。
- 〔6〕 湖南省華容県革命委員会「華容県の4級農業科学実験網工作条例(修正草案)」(日中経済協会編訳『中国の科学技術政策』, 日中経済協会, 1978年), 97~102 ページ。
- 〔7〕 農業総合研究所『開発途上国の農業開発に適切な科学技術の概念設計に関する研究(昭和61年度科学技術振興調整費による重点基礎研究成果要約)』(農業総合研究所, 1987年)。

- 〔8〕 農林水産省国際協力課『開放経済下の農業政策の方向と農業生産の実態（日中農業技術交流代表団報告）』（農林水産省国際協力課，1987年）。
- 〔9〕 大鎌邦雄「稲作技術開発・普及と系統農会」（『農業総合研究』第41巻第1号，1987年1月），1～54ページ。
- 〔10〕 斎藤節夫「試験研究と技術普及」（国際農林業協力協会編『中国の農業』，国際農林業協力協会，1981年），85～94ページ。
- 〔11〕 シュルツ，T. W. 著，逸見謙三訳『農業近代化の理論』（東京大学出版会，1966年）（Schultz, T. W. *Transforming Traditional Agriculture*, Yale University Press, 1964）。
- 〔12〕 鈴木義嗣「中国の新たな政府農業生産管理方式の展開」（『アジア経済』第27巻第8号，1986年8月号），40～57ページ。
- 〔13〕 戴小京著，原田信久・池上彰英共訳「近年における中国農業構造の変動」（『総研月報』第472号，1988年1月），1～7ページ。
- 〔14〕 杜進『集団農業の理論と実際：中国のケース・スタディ』（一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得論文，1988年）。
- 〔15〕 杜進「三中全会農政と農業生産性の変化」（『季刊中国研究』第10号，1988年2月），67～92ページ。
- 〔16〕 張志萍「商品食糧基地の建設」（『北京週報』第26巻第30号，1988年7月26日），21～23ページ。
- 〔17〕 渡辺信夫「農業科学・技術研究及び普及体制」（日中経済協会編『中国の長期経済計画における農業展望』，日中経済協会，1980年），228～248ページ。

中 文

- 〔18〕 本刊通訊員「増加投入 正確引導 促進糧食生産穩定發展」（『財政』1988年第3期），27～29ページ。
- 〔19〕 郭開源編『農業推广工作管理』（農業出版社，1987年）。
- 〔20〕 国家統計局編『中国統計年鑑』1981年版（香港經濟導報社，1982年），1983～88年版（中国統計出版社，1983～88年）。
- 〔21〕 国家統計局「關於1987年国民經濟和社会發展統計公報」（『中華人民共和國國務院公報』1988年第6号）167～178ページ。
- 〔22〕 国家統計局貿易物価統計司編『中国貿易物価統計資料1952—1983』（中国統計出版社，1984年）。

- 〔23〕 国家統計局農村社会経済統計司編『農村社会経済統計問答』（中国統計出版社, 1987年）。
- 〔24〕 国家統計局農業統計司（農村社会経済統計司）編『中国農村統計年鑑』1985, 86年版（中国統計出版社, 1986, 87年）。
- 〔25〕 国家統計局農業統計司『中国農村経済社会統計資料』（国务院農村發展研究中心 国際聯絡部・農牧漁業宣伝司, 出版年不詳）。
- 〔26〕 何煥炎編『農業社会経済統計』（中国統計出版社, 1987年）。
- 〔27〕 湖南省農業庁「加強農業技術推广体系 做好技術服務工作」（農牧漁業部政策研究室編『發展農村商品經濟』, 農業出版社, 1984年）, 201～205ページ。
- 〔28〕 金敬思・查振祥・吳躍「農業技術推广中的資金問題」（『農業經濟問題』1987年第10期）, 44～46ページ。
- 〔29〕 《經濟大辞典・財政卷》総編纂組編『經濟大辞典・財政卷』（上海辞書出版社, 1987年）。
- 〔30〕 盧邁・戴小京「現階段農戶經濟行為浅析」（『經濟研究』1987年第7期）, 68～74ページ。
- 〔31〕 茹一民「發揮農業科技威力 加快農業發展步伐」（『人民日報』1982年7月13日）, 2ページ。
- 〔32〕 肖復熹「讓農業技術释放能量」（『人民日報』1987年6月6日）, 2ページ。
- 〔33〕 中共中央「關於加快農業發展若干問題的決定」（中国農業年鑑編輯委员会『中国農業年鑑』1980年版）, 56～63ページ。
- 〔34〕 中共中央「關於一九八四年農村工作的通知」（『人民日報』1984年6月12日）, 1～2ページ。
- 〔35〕 中共中央・国务院「關於一九八六年農村工作的部署」（『人民日報』1986年2月23日）, 1～2ページ。
- 〔36〕 中共中央書記处農村政策研究室・国务院農村發展研究中心農村調查办公室「我国農村經濟向商品化軌道轉移」（『人民日報』1987年12月28日）, 1～2ページ。
- 〔37〕 中国大百科全書出版社《中国百科年鑑》編輯部編『中国百科年鑑』1980～86年版（中国大百科全書出版社, 1980～86年）。
- 〔38〕 中国農業年鑑編輯委员会編『中国農業年鑑』1980～1987年版（農業出版社, 1981～84, 84～87年）。
- 〔39〕 《中国統計月報》編輯部編『中国統計月報』1987年11月号（中国統計出版社）。

英 文

- [40] Lin, J. Y. (林毅夫) *The Household Responsibility System in China's Agricultural Reform: A Theoretical and Empirical Study*. Chicago: The University of Chicago, 1986 (unpublished).

〔要 旨〕

中国における農業技術普及体制の再編

池 上 彰 英

本稿の課題は、第1に、わが国においてほとんど研究されていない人民公社解体後の中国の農業技術普及体制の実態について、基本的な情報を提供すること、第2に、人民公社解体後の中国の農業技術普及体制の再編過程について論ずることを通じて、中国の農業改革が農村経済に与えた影響の一面を別出することにある。

本論部分の概要は次の通りである。第2章は、人民公社時代の農業技術普及体制について簡単に整理している。第3章は、1979年以降の農業改革がもたらした農業技術普及をめぐる社会・経済的環境の変化について、とくに各戸請負制の普及・人民公社制度の解体と農村所得分配構造の変化、農業の商品化・市場化の進展に着目して考察している。第4章は、人民公社解体後の農業技術普及体制の再編過程について具体的に分析している。

分析の結論は次の通りである。第1に、農業改革後の農業技術普及体制の再編の背後にある最大の問題は、普及費用の負担問題である。すなわち、そもそも、普及体制の再編という課題は、末端の農業技術普及網を資金的に支えてきた人民公社の集団統一経営の解体によって発生したのであって、この再編の焦点も誰が普及費用を負担するかということにおかれた。当初、普及費用の負担者と期待されたのは、改革によって所得を増やした農民であったが、技術請負制の衰退は、農民に直接普及費用を負担させることの困難性を示している。今後は、政府の農業技術普及に対する支出の増大が強く要請されるだろう。

第2に、技術請負制の後退後、末端の技術普及組織を資金的に支えている生産財供給・生産物販売事業兼営化は、技術普及事業の環境適応として注目に値する。すなわち、農業改革後の中国においては、農業生産をめぐる環境が急速に商品化・市場化したのに対して、これに適合的な農村流通組織は未発達であったから、技術普及組織が生産財供給・生産物販売を行なうことは、技術普及の実効性を高める上で有意義である。また、生産財供給・生産物販売事業が農家の取り引き費用を削減する限りでは、手数料の取得も技術請負制における成功報酬の取得に比べて合理性を持つと考えられる。農民専門技術研究会が生産財供給・生産物販売に乗り出す動きについても、商品生産に特化した農民の環境適応として、同様な意義を持つ。これらの動きは、商品経済化の進展という外部環境の変化に適合的な性格を持つかぎり、今後も発展の可能性を持つであろう。